

入札監理小委員会における審議結果報告 「図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務」

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

（１）事業の概要

○事業概要 [実施要項（案） 3/73 頁]

本事業は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の研究連携成果展開部の図書館における以下の２業務

① 学術情報管理業務

図書・学術誌・技術レポート等の受入れ、目録作成、装備、管理（図書館利用環境の維持、所在検査等）及び配付等の学術情報管理に関する業務

② 成果情報管理業務

機構の研究開発成果情報（機構職員等が行った論文投稿及び口頭発表並びに機構が刊行する研究開発報告書類の情報）を記録した成果データの登録、管理等に関する業務

○事業期間 [同 6/73 頁]

令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの３年間

○事業の目的 [同 3/73 頁]

機構が所有する学術情報等の適切かつ効率的な運用及び機構の職員等の成果データの適切な蓄積、管理、発信

（２）選定の経緯

本事業は、関係法人のみによる応札など不透明な調達が多数実施されていることを指摘する新聞報道（平成 27 年 12 月）を発端として、監理委員会として機構の契約状況等を確認していた過程において、機構から自主的に選定された事業（公共サービス改革基本方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）別表に初めて記載）

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

競争性の確保に課題があるため、新規事業者の入札参加の促進の観点からの見直しが必要

【対応】

○原子力関係等の専門性に関する業務に必要な資格等の見直し [同 55/73 頁]

- ① 『国立国会図書館の実施する遠隔研修「科学技術情報－概論－」または「科学技術情報－科研費報告書・博士論文・規格－」の修了者』について、削除

- ② 『一般社団法人情報科学技術協会の検索技術者検定 3 級以上の合格者』について、受注後 1 年以内の合格見込みを含むことに緩和
 - ③ 『化学式等特殊文字の計算機表現規則である TeX 若しくは LaTeX コマンドに関する十分な知識と実務経験（3 年以上）』について、十分な知識に緩和
 - ④ 『国立国会図書館の実施する遠隔研修「図書館と著作権」の修了者』について、削除
 - ⑤ 『大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所の実施するセルフラーニング教材 CAT 編図書館コース及び雑誌コースの修了者』について、受注後 1 年以内の修了見込みを含むことに緩和
- 他の研究機関等の類似事業の入札状況等を確認し、入札説明会等への参加について、積極的な働きかけを実施
- 新規参入を検討する事業者に対して、一般的な図書館管理業務が中心であり、原子力関係の専門性が低いことを正確に周知

3. その他の修正変更について

入札参加資格に関する事項 [同 6/73 頁]

- ・法人税並びに消費税等及び地方消費税の滞納がないことを追加
- ・労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

4. 実施要項（案）の審議結果について

- 【論点 1】 実施要項（案） 1. (3) ②「成果情報管理業務」の成果データの校正作業の詳細について、新規参入を検討する事業者がわかり易いように、サンプルなどの公表を検討いただきたい。
- 【対応 1】 実施要項（案）別紙 6 の(7)「成果データの例」について、Tex の情報を含む例に変更した。[同 40～41/73 頁]
- また、別添 1 仕様書の 5. 2. 「成果情報管理業務の内容」の関連部分に別紙 6 を参照する文言を追加した。[同 53/73 頁]
- 【論点 2】 実施要項（案） 6. (2)「入札説明会」について、一週間前までに機構の担当者に連絡することにより参加可能としているが、この期日を過ぎても可能な限り入札説明会への参加が可能となるよう検討いただきたい。
- 【対応 2】 「原則として、3 日前まで」に変更した。なお、期日を過ぎた場合であっても、可能な限り入札説明会への参加を可能とするため、「原則として」を追加した。[同 9/73 頁]
- 【論点 3】 実施要項（案）別紙 2 の 1. 「従来の実施に要した経費」について、委託費の内訳が開示できないのであれば、人工等の開示ができないか検討いただきたい。
- 【対応 3】 現受託事業者を確認したところ、複数の業務を同時進行で実施することが多いため、業務毎に要した時間に分割することが難しいとのことであったため、開示することはできない。[同 23/73 頁]
- ただし、入札説明会等で事業者から問合せがあった場合は、可能な範囲で、1 日の業務の実施状況について、例示的に説明することで対応することとした。

- 【論点 4】 実施要項（案）別添 1 仕様書の 8.2.「貸与品」について、新規参入を検討する事業者が、勤務環境等の条件を確認することが可能となるよう、記載内容を充実させることを検討いただきたい。（業務を行う居室の面積やOA機器の種類など）
- 【対応 4】 OA機器の種類等について、実施要項（案）別紙 2 の 3.「従来の実施に要した施設及び設備」の記載にあわせた記載とした。[同 55/73 頁]
- また、実施要項（案）別紙 4 の「施設平面図」に専有する机等を配置することを記載するとともに、それらを配置する居室（新図書館 1 階と旧図書館 1 階）の面積を追記した。[同 29/73 頁]
- 【論点 5】 実施要項（案）別添 1 仕様書の 7.「業務に必要な資格等」の(3)及び(4)の資格等について、「見込みを含む」と緩和しているが、何を以て見込みとするかが、新規参入を検討する事業者にわかり難いので基準等を示すことを検討いただきたい。
- また、(5)の資格等について、「十分な知識を有すること」としているが、同様に基準が不明確なため、基準等を示すことを検討いただきたい。
- 【対応 5】 「見込みを含む」について、実施要項（案）別添 2 提案依頼書の別紙 2 の 2. (3)「上記(1)に定める必要な資格等の証明」に受講または受験の予定年月を記載することを追記した。[同 70～71/73 頁]
- また、「十分な知識を有すること」は、業務の遂行に必要な知識について再度検討し、「業務経験を有すること（概ね 1 年）」と変更した。[同 55/75 頁]

5. パブリックコメントの対応について

機構において、令和 2 年 9 月 11 日から 25 日までパブリックコメントを実施したところ、現受託事業者以外の 2 者から 7 件の意見が寄せられ、内容についての検討を行ったが、実施要項（案）を修正するような意見はなかった。